

徳島市景観計画 概要版

自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

1

景観計画の概要

■ 景観計画の目的

本市特有の自然、歴史、文化などの景観構造や特性を生かし、市民・事業者・行政が協働で取り組む景観まちづくりを目指します。

本計画は、本市にとって重要な景観を明確にし、良好な景観形成に関する方針や基準を定め、重要な景観を保全・向上・創りだしていくことを目的としています。

■ 景観構造と特性・シンボル景観

眉山や吉野川などの自然が創り出す「大地の姿」を基本とし、それに沿うように城下町の町割りや近代都市計画による鉄道・道路などが「都市の履歴」として積み重ねられてきたことで、現在の都市の骨格や軸を形成しています。

特に、「眉山」と「吉野川」は、本市を象徴する広大な自然風景であるとともに、市民に親しまれ心象風景ともなっていることから、大切にしていきたい「シンボル景観」といえます。

■ 景観計画区域

市全域を、「景観計画区域」とします。



2

理念・目標・基本方針

■ 景観形成の理念

景観形成の理念1

“まもること”

都市の基本構造を形成している本市特有の自然（河川・山地・丘陵）やその上に築かれた城下町・近代における商業都市としての歴史的・文化的な景観を守ります。

景観形成の理念2

“創りだすこと”

城下町や近代都市計画によって形成された都市骨格の上に、市民活動により生まれた景観要素を生かし、良好な景観を新たに創りだします。

■ 景観形成の目標

自然と歴史・文化を生かした
水と緑と光の織り成す景観まちづくり

■ 景観形成の基本方針

景観形成の目標を実現するため、5つの基本方針を定めます。

<景観形成の基本方針>

- 方針1 | 山河の構造を尊重し、徳島ならではの良好な景観形成を図ります
- 方針2 | 基盤となる景観の秩序と顔となる景観を整え、人々の心に残る徳島の景観形成を図ります
- 方針3 | 時代を超えて共有され続ける文化的ストックである景観の蓄積を図ります
- 方針4 | 身近な暮らしの景観を整え、良好な生活景観の形成を図ります
- 方針5 | 市民の共有財産という自覚に基づき、公・共・私の協働による景観形成を図ります

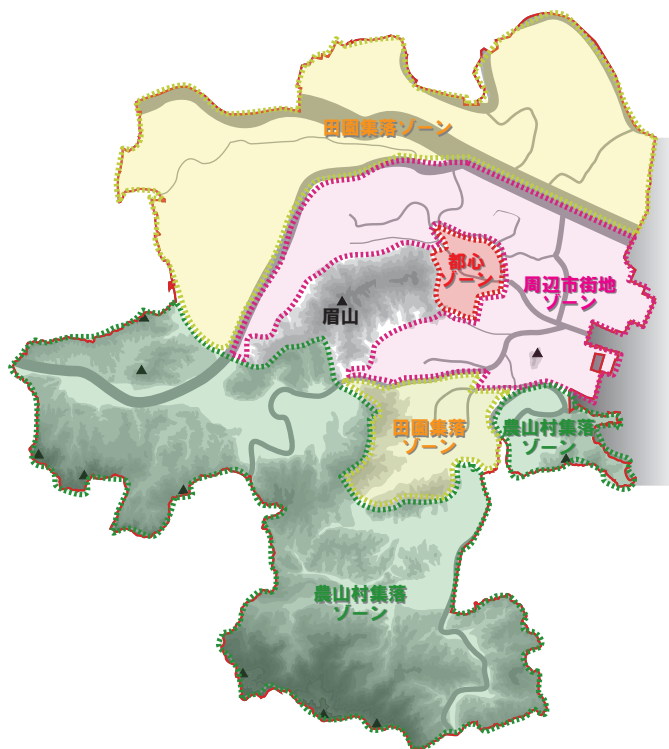
3

良好な景観形成に関する方針

■ ゾーンごとの景観形成方針

景観構造・特性から、4つのゾーンに分類し、ゾーンごとの目標と方針を定めます。

- | | |
|---|--|
| <p>都心ゾーン
徳島の中心部を形成するゾーン</p> | <p>徳島の顔にふさわしい風格あるまち並み景観の向上に努めます</p> <p>華やかさや賑わいを備えた都心景観を創りだします</p> |
| <p>周辺市街地ゾーン
都心を囲むように広がる市街地を形成するゾーン</p> | <p>秩序ある市街地のまち並み景観を目指します</p> <p>良好な生活景観を形成し、住環境の向上を推進します</p> |
| <p>田園集落ゾーン
のびやかな田園景観が卓越するゾーン</p> | <p>田園集落にふさわしい景観の保全に努めます</p> <p>田園風景を損なわないような景観まちづくりを進めます</p> |
| <p>農山村集落ゾーン
山間地の自然景観が卓越するゾーン</p> | <p>周囲の自然と調和した農山村集落の景観の保全に努めます</p> <p>周辺景観を損なわないような景観まちづくりを進めます</p> |



重要な景観に関する景観形成方針

本市における重要な景観として、5つの景観を定め、各々の景観形成の方針を定めます。

重要な景観		景観形成方針
1) 都市の玄関としての景観	都市への入口であり、訪れる人の第一印象となる徳島の顔としての景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市の玄関口からの眉山（シンボル景観）への眺望景観を保全します ○ 徳島の顔となる賑わいのある都市的空間を創りだします
2) 道路景観	新町橋通りを代表とするシンボルゾーンや幹線道路とその沿道の建物等によって形成される景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新町橋通り（シンボルゾーン）では、徳島の顔にふさわしい魅力的な賑わいのある景観形成を図ります ○ 周辺景観との調和を図り、秩序ある快適な道路景観を目指します
3) 歴史・文化景観	歴史・文化的な趣のあるまち並みや建造物が周辺地域と調和した景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的なまち並みを保全し、後世に継承します ○ 歴史的な名所周辺では、周辺景観と調和したまち並みを創りだします ○ 徳島城跡の眺めや徳島城跡からの眺めを保全します
4) 水辺景観	吉野川やひょうたん島など、昔から人々の生活と密接な関わりをもってきた河川の水辺景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人々に親しまれる水辺の空間づくりを行います ○ 沿岸に親水公園などの公共空間をつくり、憩いの空間づくりを行います ○ 水上からの水辺やシンボル景観への眺めに配慮した空間づくりを進めます
5) 海岸景観	海と海岸が生み出す自然と調和した景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 周囲を自然で囲まれた海岸景観を保全していくために、無秩序（大規模）な開発行為に対する適切な規制・誘導に努めます ○ 海岸景観における人工物の構築などは極力避けます ○ 景観保全のための海岸利用におけるマナーやルールづくりに努めます

重要な景観の代表的な場所に関する景観形成方針

重要な景観の代表的な場所

1) 代表的な「都市の玄関としての景観」



2) 代表的な「道路景観」



3) 代表的な「歴史・文化景観」



4) 代表的な「水辺景観」



5) 代表的な「海岸景観」



1) 代表的な「都市の玄関としての景観」	
● 徳島駅前周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島の玄関口にふさわしい賑わいの空間を創りだします ○ 徳島の都心空間として風格あるまちなみを創りだします ○ 開放的ですっきりとした広場空間を創りだします
● 橋上から望む眉山	<ul style="list-style-type: none"> ○ 橋上からの眉山（シンボル景観）への眺望景観の保全に努めます ○ 眉山と調和する徳島らしい景観まちづくりを進めます
2) 代表的な「道路景観」	
● 新町橋通り周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 眉山・新町川という徳島のシンボルである自然と調和した景観づくりを進めます ○ 徳島の顔にふさわしい個性と周辺景観に調和したまち並みを形成します ○ 徳島の顔としての賑わい・楽しさを演出するまち並みを形成します ○ 公共空間（道路や周辺公園等）と一体となった快適な歩行者空間を形成します ○ 新町橋（視点場）からの眉山（シンボル景観）への眺望景観の保全に努めます
3) 代表的な「歴史・文化景観」	
● 眉山山麓周辺 (寺町・大滝山周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歴史的情緒とやすらぎのあるまち並みを維持・保全します ○ 中心市街地から自然（眉山）への導入空間を形成します ○ 自然景観（眉山）と調和した景観づくりを進めます
● 徳島城跡周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 徳島城跡としての歴史的情緒ある景観づくりを進めます ○ お堀の水を生かしたうるおいのあるまち並みを形成します ○ 城山や公園の緑と一体となった季節感あふれるまち並みを形成します
4) 代表的な「水辺景観」	
● ひょうたん島沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 場所ごとの景観特性を生かした水辺の景観づくりを進めます ○ 親水性のある公共空間（公園等）の整備を進め、人々の生活と水辺空間が調和した憩いの空間づくりを進めます ○ 川にかかる橋梁の修景を図ります ○ 水辺や対岸からの正面性や開放感、緑豊かなうるおいのある水辺のまち並みを形成します
● 新町川沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特色ある新町川水辺空間にふさわしいまち並みを形成します ○ 新町川や対岸への正面性や開放感に配慮したまち並みを形成します ○ 中心商業地にふさわしい賑わい・楽しさを演出するとともに、公共空間（公園等）と一体となったゆとりとやすらぎのあるまち並みを形成します ○ まち並みの連続性や対岸からの眉山への眺望景観に配慮します
● 助任川沿岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 助任川の水辺を生かしたうるおいと安らぎのあるまち並みを形成します ○ 城山や公園と一体となった季節感あふれるまち並みを形成します
5) 代表的な「海岸景観」	
● 大神子・小神子海岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸景観の保全に努めます ○ 周囲の無秩序（大規模）な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行い、自然溢れる空間とします
● 小松海岸周辺	<ul style="list-style-type: none"> ○ 海岸景観を保全するためのマナーづくりなどに取り組みます ○ 周囲の無秩序（大規模）な開発行為などに対する規制・誘導を適切に行い、自然環境と調和した景観づくりを進めます

4

行為の制限に関する事項

市全域および重要な景観形成地域

景観形成における重要な景観（景観要素）をもとに代表的な場所を選定し、これらの中から、特に重要と考えられる7つの景観を「重要な景観形成地域」と設定し、景観に影響を及ぼす建築行為等を届出対象とします。

景観形成における重要な景観	代表的な場所	重要な景観形成地域
1) 都市の玄関としての景観	● 徳島駅前周辺 ● 橋上から望む眉山	眺望景観 ● 吉野川大橋からの眉山眺望 ● 新町橋からの眉山眺望 ● 新町橋通り周辺 ● 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺） ● 徳島城跡周辺 ● ひょうたん島沿岸周辺 ● 新町川沿岸周辺
2) 道路景観	● 新町橋通り周辺	
3) 歴史・文化景観	● 眉山山麓周辺（寺町・大滝山周辺） ● 徳島城跡周辺	
4) 水辺景観	● ひょうたん島沿岸周辺 ● 新町川沿岸周辺 ● 助任川沿岸周辺	
5) 海岸景観	● 大神子・小神子海岸周辺 ● 小松海岸周辺	

重要な景観形成地域図



■ 届出対象行為と景観形成基準

良好な景観形成のため、「市全域」および「重要な景観形成地域」ごとに届出対象（行為と規模）と景観形成基準を定めます。次の各表の行為のいずれかに該当し、かつ、規模のいずれかに該当する場合には、景観法第16条第1項に基づく届出を行い、個別に定める景観形成基準に適合する必要があります。

市 全 域		
区分	届 出 対 象	
行為	A 建築物	ア 新築、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が50㎡を超えるもの
	B 工作物	ア 新設、増築、改築、移転 イ 外観の変更（修繕、模様替）、または色彩の変更部分の見つけ面積が10㎡を超えるもの
	C 開発行為	ア 都市計画法第4条第12項に定められた建築物の建築、または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更
規模	A 建築物	<p>■高さ*1</p> <p>ア 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域で地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>イ 準工業地域で地階を除く階数が5以上または高さが12mを超えるもの</p> <p>ウ 近隣商業地域で地階を除く階数が6以上または高さが15mを超えるもの</p> <p>エ 商業地域で地階を除く階数が7以上または高さが18mを超えるもの</p> <p>オ 上記以外の地域に関しては、地階を除く階数が4以上または高さが10mを超えるもの</p> <p>■用途</p> <p>ア ホテルまたは旅館ですべての規模</p> <p>イ 店舗面積が500㎡を超える大規模店舗</p> <p>ウ 業として葬儀等を行うことを主たる目的とした集会施設で延べ面積が500㎡を超えるもの</p> <p>エ 遊技場等（ボーリング場・パチンコ店等）で延べ面積が500㎡を超えるもの</p>
		<p>広告塔、広告板その他これらに類するもの</p> <p>ア 高さ*2が10m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、10mを超えるときは、5m）を超えるもの</p>
	B 工作物	<p>・煙突、排気塔、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</p> <p>・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの</p> <p>・記念塔、物見塔その他これらに類するもの</p> <p>・観覧車、メリーゴーラウンド、コースターその他これらに類する遊戯施設</p> <p>・石油、ガス、飼料、肥料その他これらに類するものを貯蔵する施設</p> <p>・コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</p> <p>・汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類する処理施設</p> <p>ア 高さ*2が13m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13mを超えるときは、5m）を超えるもの、または築造面積が1,000㎡を超えるもの</p>
		<p>自動車車庫の用に供するもの</p> <p>ア 高さ*2が13m（工作物と建築物が一体となつて設置される場合においては、地盤面から当該工作物の上端までの高さが、13mを超えるときは、5m）を超えるもの、または築造面積が500㎡を超えるもの</p>
		<p>擁壁、門、垣（生垣を除く）、柵、塀その他これらに類するもの</p> <p>ア 高さ*2が5mを超えるもの、または高さ*2が2mかつ長さが50mを超えるもの</p>
C 開発行為	<p>ア 市街化区域では、1,000㎡以上のもの</p> <p>イ 市街化調整区域では、3,000㎡以上のもの</p>	

*1：建築物の高さは、地盤面からの高さをいう。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、その他これらに類する建築物で屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内においては当該部分の高さは、日影規制対象区域にあっては5mまで、その他の区域にあっては12mまでは当該建築物の高さに算入しないものとする。

*2：工作物の高さは、地盤面からの高さをいう。なお、工作物と建築物が一体として設置される場合は、当該工作物の上端から下端までの高さをいう。

	項 目	景 観 形 成 基 準	
基本事項	共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・景観形成の基本方針やゾーンごとの景観形成方針等に適合するよう努める。 ・場所性を尊重しながら、周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和とならないよう努める。 	
	A 建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・まち並みの連続性やゆとりのある沿道空間の確保に配慮する。 ・駐車場、自転車置き場等の付属建築物やごみ置き場等は、歩行者等の目に入りにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
A 建築物	意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観との調和やまち並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態はさける。 ・道路等公共空間からの正面性や周りから見たときの景観に配慮する。 ・塔屋・屋外階段・付属建築物は、本体建築物と一体となるよう努める。 	
	色 彩	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。 	
	材 料	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した材料の使用に努める。 ・自然素材、または良質で汚れにくく、耐久性に優れた材料とし、適切な維持管理に努める。 	
	建築設備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共空間から見えにくい配置とするか、目隠し等の配慮をする。 	
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等公共空間に面する部分や敷地内の緑化に努める。 	
	B 工作物	配 置 高さ・規模	<ul style="list-style-type: none"> ・主体建物とのバランスに配慮した配置、高さ・規模とする。
		意匠・形態	<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる意匠・形態はさける。
色 彩		<ul style="list-style-type: none"> ・著しく周辺景観と不調和となる色彩はさける。 	
材 料		<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和した材料の使用に努める。 ・良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理が容易な材料の使用に努める。 	
屋外広告物		<ul style="list-style-type: none"> ・主体建物や周辺景観とのバランスに配慮した配置、高さ・規模、意匠・形態、色彩とし、著しく不調和となるものはさける。 ・ネオンサイン、レーザー光線、動光、点滅等の発光するものや映像・動画を表示するもので、著しく周辺景観と不調和となるものはさける。ただし、一時的に設置するものや道路等公共空間から容易に見えないもので、景観上支障のない場合は、この限りではない。 	
C 開発行為	土地の形状	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り現況地形を生かすよう努める。 	
	法面・擁壁 の外観	<ul style="list-style-type: none"> ・法面はできるかぎりゆるやかなものとし、著しく圧迫感や威圧感を与えるような長大な法面や擁壁はさける。ただし、道路等公共空間から容易に見えない場合は、この限りではない。 ・周辺景観と調和した形態・材料とするよう努める。 	
	緑 化	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺景観と調和するよう緑化に努める。 	